

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 10 月 21 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600291 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600165 号

第1 結論

請求者の A 事業所における平成 25 年 5 月 29 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 25 年 5 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、15 万円から 19 万円とする。

平成 25 年 5 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 5 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成 3 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 5 月 29 日から同年 9 月 1 日まで

私が A 事業所に勤務していた期間のうち平成 25 年 5 月から同年 8 月までの標準報酬月額は、私が所持している給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額より低くなっている。調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、請求者から提出された平成 25 年 5 月分から同年 8 月分までの給料支払明細書により、請求者が、厚生年金保険の記録により確認できる標準報酬月額（15 万円）より高い 19 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者は、平成 25 年 5 月 29 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、資格取得時に決定された標準報酬月額が記録されるところ、請求者から提出された給料支払明細書によると、日本年金機構は、請求者の資格取得時の報酬月額により決定される標準報酬月額は、19 万円が妥当である旨回答している。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された平成 25 年 5 月分から同年 8 月分までの給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額

及び請求期間の標準報酬月額の基礎となる報酬月額から、19万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求内容どおりの「厚生年金保険被保険者資格取得届（国民健康保険組合被保険者）」（以下「資格取得届」という。）を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と陳述しているが、請求期間について、年金事務所が保管している請求者に係る資格取得届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として資格取得届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600306 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600166 号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 12 月
② 平成 17 年 7 月

A社から請求期間に係る賞与の支給があったのに、厚生年金保険の記録として当該賞与の記録がない。調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、賞与明細書及び源泉徴収票を保管していない上、A社の請求期間当時の事業主は、請求者の請求期間①及び②に係る資料がないため不明と陳述していることから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

また、請求者は、B銀行C支店の預金口座に賞与が振り込まれていた旨陳述しているが、当該金融機関は、請求期間当時の資料について、保存期間経過のため保管していない旨回答している。

さらに、請求者が請求期間当時から居住しているD市は、請求者の上記請求期間が属する年分に係る給与支払報告書等の資料について、保存期間満了のため保管していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。